

「源流の森」指定管理者募集に係る質問と回答

質問 1	<p>様式 4 「事業計画書」の 1 (1) 施設の維持・管理についての考え方について、休園期間における施設の維持・管理に関する考え方の記載が求められておりますが、現在の維持管理の状況（除雪・雪下ろしの回数、建物の維持管理等）についてご教示いただくことは可能でしょうか。</p>
回答	<p>令和 5 年度の管理実施状況は別添 1（令和 5 年度山形県源流の森の管理運営業務事業報告書より抜粋）のとおりです。</p>
質問 2	<p>様式 4 の 2 (1) 運営・人員体制の雇用計画につきまして、「現在の従業員数」は、弊社の従業員数を記載すればよろしいでしょうか。「うち指定管理業務従事者」については、現在従事する者はいないため、「0 人」と記載するという認識でお間違いございませんか。また、「新たに雇用する従事者」の「雇用予定地域」については、どのような範囲で記載する想定でしょうか。</p>
回答	<p>貴社の従業員を記載いただくとともに、そのうち指定管理業務に従事する計画の方がいればその人数を記載ください。</p> <p>また、「新たに雇用する従事者の雇用予定地域」については、「村山、最上、置賜、庄内、県外」の別により記載ください。</p>
質問 3	<p>様式 4 の 2 (2) 人員の配置計画に関することで、別添 1 「仕様書」 3 (1) 指定管理者が配置する職員のうち「有資格者」とは、どのような資格を有しているものを指しますか。</p>
回答	<p>「丸太とロープの冒険コース」の運営、安全管理、施設維持管理業務の実施にあたり、(株)プロジェクトアドベンチャージャパンが開催する各種講習会の受講者の配置が必要となります。その他、施設の植物管理では、伐木等の業務に関する特別教育など、労働衛生法令上必要な安全衛生教育の修了者の配置が必要となります。</p>
質問 4	<p>様式 5 - 1 「収支計画書（積算内訳）」は、見積書等の根拠資料の提出は必要ですか。</p>
回答	<p>根拠資料の提出は不要です。</p>
質問 5	<p>様式 5 - 1 の下段「※ 2」に「過去の実績を参考に、施設の状況も確認いただき、記載してください」とありますが、申請書作成にあたり、弊社に過去の実績や施設の状況について情報をご提供いただけるのでしょうか。</p>
回答	<p>募集要項別紙 2 - 1 の管理経費の状況をご確認ください。なお、詳細に</p>

	<p>については、別添 2（令和 5 年度山形県源流の森の管理運営業務事業報告書より抜粋）を参照ください。</p>
質問 6	<p>様式 5 - 1 別紙「山形県源流の森管理業務明細（人件費内訳）」は、年度ごとに提出するとよろしいですか。</p>
回答	<p>様式については別途協議しますが、収支計画書は毎年度提出いただくこととなります。</p>
質問 7	<p>募集要項 6「審査及び選定に関する事項」（3）①の「施設の維持管理の内容の妥当性」に「施設維持管理の内容（実施回数、箇所等）が適切な計画となっているか」とありますが、『適切』とは「仕様書一覧」2（1）施設管理にご記載いただいている施設管理の内容・回数と考えてよろしいですか。また、弊社が提出する事業計画書の中に、すべての項目の回数と内容を記載する必要がございますか。</p>
回答	<p>『適切』の考え方はご認識のとおりです。 また、施設維持管理の内容については、全ての項目と回数を記載ください。なお、事業計画書の中に記載いただくか、別紙として整理いただいても構いません。</p>
質問 8	<p>山形県源流の森条例 第 7 条（利用料金の不還付）の「指定管理者が收受した利用料金は、還付しないものとする。」とは、具体的にはどのような意味でしょうか。</p>
回答	<p>利用者から支払われた利用料金については、災害等で施設の利用ができなくなった場合などを除いて返金しないことを規定したものになります。</p>
質問 9	<p>条例等に定められている使用料とは別に、ガイド料金（例：森の散策など）を設定することは可能でしょうか。</p>
回答	<p>常設プログラムとして実施している森林案内や企画事業として実施するプログラムについては、指定管理料を充当して実施することを原則としており、ガイド料金の設定は認められません。なお、指定管理者が自己の責任と費用により自主事業として実施するもので、常設プログラム、企画事業と重複しない内容に対する料金設定は可能です。</p>
質問 10	<p>条例別表第 1 に定められている使用料は全額、指定管理者の收受となると考えてお間違いないでしょうか。その他、県に納めるべき使用料・利用料などはございますか。</p>
回答	<p>指定管理者は利用者が支払う施設の利用料金を、自らの収入とすることができます。 また、その他、指定管理者が県に収めるべき使用料・利用料はありません。</p>